

韓国における高齢者教育の現状と課題

A Study on the Education of the Third Age in Korea

金 泰勲*
KIM Taehoon

Abstract

The education of the elderly in Korea is undertaken positively, mainly by agencies specializing in Third Age education, by educational institutions such as universities and organizations at the local authority level, and also by social and religious groups.

However, it is a problem for Third Age education in Korea that there is strong prejudice against the education of the elderly, it is thought that only religious or social organizations must deal with them; whereas programs for preschool education, youth education, adult education, women's education have been established by many organizations. This very limiting idea needs to be eradicated.

Third Age education should be done, firstly, as a form of education in which elderly people play a main role while interacting with young people ("by the elderly people"). Secondly, it should be an education of which elderly people become main targets ("of the elderly people"). Thirdly, it should be an education of which elderly people are the recipients ("for the elderly people"). The interaction with young people is vital for getting rid of prejudices in future.

The lack of social interest in programs for Third Age education, the monotony of the programs and the shortage of experts in Third Age educational institutions, all mean that Korean society is now unable to realize the potential educational desires of elderly people.

In addition, I propose the incorporation of Third Age educational institutions into ordinary educational institutions, as "The Law of Lifelong Education". It is not only Specialized Agencies for the education of the elderly, but a variety of programs must be established based on a legal infrastructure that can be run in various institutions managing Third age educational programs by taking legal measures to follow Third Age education organizations.

Institutional reforms that make it possible for the elderly to contribute to society must be undertaken in order to guarantee Third Age education in future in Korea. It is a right that is important to the elderly.

はじめに

高齢者は豊かな経験や知識があるにもかかわらず、年齢を理由に就業や社会活動への参加が制限されるなどの不利益を被ることが多く、高齢者の人権にかかわる問題も起きている。しかし、21世

* 客員研究員

紀の少子高齢化社会に備えて、1973年 OECDの下位組織である教育革新研究センターによってリカレント教育が提唱されてから、世界各国では高齢者をより生産的、かつ自立的な層として育み、社会参加させることに強い関心をよせている。実際、急変する現代社会において高齢者の成長欲求を満たし、変化に適応させるためには、高齢者に対する教育や学習は非常に大切な課題の一つである。このことは、誰もが、いつでも、どこでも、教育を受けることができる「生涯学習社会」を目指す OECDの趣旨からも言える。経済的に豊かになり、高齢者が変化する社会の中で自分の成長欲求を満たし、新しい生活環境に適応するための知的な能力を身につけようとする高齢者らの要求の満足にもつながる。この課題は社会の労働力や生産力への問題とも深くかかわり、少子高齢化社会における労働力不足をもたらすものである。

急変する社会の中で十分な所得を得て満足感をもって生きるためには、社会の変化に応じて絶え間なく新しい知識や技術を習得する必要がある。したがって、高齢者も新しい社会変化による知識や技術を習得するためには絶え間なく学習することが求められる。

学習欲と言うのは、食欲、睡眠欲、性欲に加え人間の四大欲ともいふべき、その人の成長や発達に結びつく基本的要求でもある。また、労働力や生産力の維持とも深くかかわり、少子高齢化社会の到来に対する対策としても肝要であるといえる。

本稿では、こうした観点から、高齢者にとって学習の意味は何か、人の成長要求に基づく「自己実現」「生きがい」とともに、労働力に対する社会的要請と雇用問題に根拠をおいて、高齢者にかかわる生涯学習の観点や生産年齢人口の減少に伴う高齢者の労働力化の観点から、今後の少子高齢化社会を乗り越えるための高齢者教育のあり方、韓国の生涯学習の課題や今後の方向性について考察する。

1. 高齢者教育の歴史及び理論的背景

1950年代から進行してきた老化に関する研究の進展に伴い、老化によって起きるさまざまな変化や問題を解決するために、教育学・心理学・生物学・医学・経済学・社会学など ageing（老化）を基盤とした総合的視野に立って研究する「高齢者教育学」（educational gerontology）と言う新しい学問が誕生した。

「高齢者教育学」は、従来の社会福祉理念から脱皮し、高齢者の権利を保障するための教育実践理念に基づく、生涯を通じて学習することについて研究する学問である。老年期は成長・達成の時期でありながらも喪失・挫折の時期でもある。高齢者教育は、それまで生きてきた人生を、肯定的に整理する重要な契機を与えるものでなければならない。これについて、アメリカの教育学者ハワード・マクラスキー（McClusky, H.Y.）は、高齢者がなぜ学習活動に参加し、これを通して何を満たそうとしているのか、その教育的な欲求について、次のように五つに分類している¹⁾。

1) 対処的ニーズ (Coping Needs)

五つの欲求の中、最も基本的なもので、高齢者は老化によって能力と知識が減退し、日常生活に困難が生じ、それに対処するための欲求で、生きるための基本的な適用欲求である。例えば、読み、書き、計算をはじめ、経済的に自立するための、食事の支度、住宅管理、衣服や日常用品の購買と消費者としての情報入手、そして日常生活に必要な技術などを習得するための欲求である。

2) 表現的ニーズ (Expressive Needs)

社会活動や団体活動への参加欲求を指すもので、その目的が別にあるのではなく活動と参加、そ

のものを意味する。すなわち、高齢者らは自らの身体運動、社会活動、そして新しい経験を通して満足を得るようになる。若い時代には職業と個人的責任などにより、趣味生活などが十分にできなかったため、それらから解放されたい欲求である。

3) 貢献的ニーズ (Contributive Needs)

何かに役に立ち、周りから認められたい欲求である。代表的なこととして、退職後、自分の知識や技術などを地域社会に還元することで、満足感を得たいというものである。

4) 影響的ニーズ (Influence Needs)

日常生活において、大きな影響力を与えたい欲求である。要するに地域社会に、自分が持っている知識などで、何か大きく貢献したいという欲求である。

5) 超越的ニーズ (Transcendence Needs)

特に多くの高齢者に見られる欲求で、身体的、生理的頭脳の低下により、身体的にはうまくいかないが、精神的にはさらに成長したい欲求である。

高齢者が変な宗教やあくどい商法に引っかかりやすいのは、この欲求のせいである。

要するに、この理論から高齢者らは「自己実現」にその意味を求めているのである。

以上述べてきた「高齢者教育学」は *educational gerontology* という定義に加えて、1978年ジャック・レーベル (Lebel, J.) は、高齢者には高齢者独自の特性があり、これらは成人初期・中期の者の特性とは区別されるべきであるとし、「高齢者を教える技術と科学」としてジェロゴジー (*gerogogy*) と定義している。そして、グウェン・ヨー (Gwen yeo) は高齢者の特性を活かした教育学としてエルダーゴジー (*eldergogy*) と定義しながら、高齢者のための教育の実践の計画、評価、実践のモデルとして、①ニーズの把握、②学級の編成、③場所・日程の設定、④教育課程と教授デザイン、⑤学習支援者の種類、役割、組織、⑥学習活動の継続への動機づけ、と段階別の研究の必要性を提唱した。さらに、最近では、老化に対する教育的関心を意味する「教育と高齢化」 (*education and ageing*) が課題となっている。

しかし、彼らが主張した「エルダーゴジー」は既存の子どもの教育学としての教科や教材中心のペダゴジー (*pedagogy*) や大人の教育学として問題解決中心の「アンドラゴジー (*andragogy*)」、そして、ジェロゴジーの原理はどちらかという依存性が高い高齢者を対象としている。いずれにせよ、生涯にわたる教育という観点からみれば、子どもの教育学を相互補完する関係概念にすぎない。高齢者教育は児童教育に代表される子どもに対する計画的、かつ体系的な教育学的努力としての教育学であるペダゴジーと成人教育に代表される成人に対する相互作用的な教授・学習と構成的な知識を前提とする。教育学的な努力と言えるアンドラゴジーを超え、それらを統合する新しい教育的実践と研究であると言える。

高齢者教育に関しては、多様な意見がある。まず、ジャーヴィス (Jarvis, P. 1990) は、高齢者教育について、高齢者のための教育、高齢者と老化に関する教育、そして高齢者と係わる職業を持った人々のための教育、と三つの分野を含む高齢者のための、そして高齢者と老化に関する教育的努力の研究と実践であると定義する²⁾。

一方、ドイツの生涯学習学者であるカデ (S. Kade, 2001) は、高齢者教育を個人の成功的あるいは活動的な老化のために生涯発達の観点で、各段階別に社会の一般的な生涯史、職業生涯史および家族生涯史に適応するようになったと言う³⁾。

2. なぜ高齢者教育なのか

何故、高齢者教育なのか。その必要性について韓国社会を中心に述べてみよう。

まず、生涯学習社会を築く韓国社会における意識の変化がある。経済的に豊かになり、新しい生活環境に適応するための知的能力を身につけようとする高齢者らに、学習のチャンスを与えるためである。このことは将来的には労働力や生産力と深くかかわり、後述するように、少子高齢化社会における労働力不足を補うためでもある。

二番目は、核家族化がある。韓国統計庁「人口住宅総調査」の各年度別の報告書によると、1985年1世帯当たり家族数が4.09人、1995年に3.34人、2005年に2.88人、また、祖父母と父母と子どもという形の3世代家族が1985年に14.9%にあったのに対して、2005年には6.9%まで減少している。そして2005年の統計によると、子どもなしで夫婦だけの1世代の家庭も16.2%である。こうした核家族化は、儒教思想に基づく伝統的な家族制度においては祖父母の役割が大きかったが、そうした伝統的な家族制度の崩壊による個人主義の蔓延や世代間の認識や価値観のずれから生ずるコミュニケーションの欠如の結果、親との葛藤から家庭が壊れることもしばしば起きている。したがって、世代間のコミュニケーション能力をはぐくむための世代間の交流が必要だからである。

三番目は、価値観の変化がある。産業化と現代化の過程の中で伝統的な敬老思想の変化により、若い世代が父母を扶養しなければならないという意識が稀薄となり、高齢者（親）も過去のように子どもからの扶養は期待しなくなったことである。これについては、親の扶養について「自ら親自身が解決すべき」という意見が、2008年16.5%から2010年18.4%に増加したことからも窺える。これは70年代までの家族、ことに長男や次男が老後の親の面倒を見なければならないという価値観から考えると、いかに価値観が変わったのかが窺える。むろんこうした影響もあって、多くの高齢者は「経済的な余裕があれば、子どもらとの同居を望まない」と言っている。しかしながら、2010年の統計庁の調査の発表によると、老後の準備ができていない人が39%に過ぎず、61%は老後の準備ができていない。また、高齢者の経済活動を見ると、1994年に28.5%から2008年に34.5%、2009年に30.1%、2010年に29.4%で、OECD加盟国の中ではアイスランドの36.2%に次ぐ2番目に高い水準である。職種は、農業・漁業・畜産業を中心に単純労働やサービス関係が多い⁴⁾。しかし、単なる経済的自立だけでは厳しいと思う。社会的、心理的自立には、多様な社会的活動や学習が必要とされるからである。

四番目は、高齢者に対する社会的認識の変化がある。従来は、老年期は知力、体力の低下により発達を期待できないので、高齢者には健康増進のためのスポーツやレクリエーションのレベルに限られていた。しかし、高学歴社会への変化の中で高齢者の高学歴化⁵⁾により、高齢者自らが学習へのニーズもますます高まってきた。要するに、生涯にわたって発達するという生涯発達（life-span development）論に基づき、高齢者自らの認識も、自らが潜在力と能力のある存在であるという意識が芽生えてきたのである。

五番目は、生活および教育水準の向上を望む高齢者らのニーズの変化がある。貧しかった時期は基本的に衣食住に関わる欲求が主な関心の対象であった。しかし、経済的に安定し、教育水準も高くなった今、高齢者は学習への強い欲求を持つようになった。これからも社会的、経済的レベルが向上すればするほど、当然ながら教育への欲求は、より大きくなっていく。したがって、高齢者の新しいニーズに対応するためにも高齢者教育に対する根本的な措置や方針を設けなければならない。

人間の平均寿命を80歳と言うなら、退職から考えると人生の残りの4分の1に該当するこの時期

を、どう生きるべきなのかを考えると、それは老年期の生活の質や生き甲斐に関する重要な課題でもある。高齢期をより意味のある創造的な生活を送るためにも、高齢者に教育や学習がいかに必要なのかが窺える。

3. 韓国社会における少子高齢化

国連の世界保健機関（WHO）の定義によれば、65歳以上の人のことを高齢者とし、65-74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者とする。また、ある国・地域において、高齢者が人口の7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会と呼ばれる。ちなみに、日本は2004年に19.5%となり、高齢社会となった。

現在、日本では、男女共同参画社会、家族問題、環境問題、青少年問題などとともに大きな社会問題とされているのが少子高齢化の問題である。科学技術の進歩や医療の発達によって、幼児死亡率や出産率、成人死亡率の低下は、高齢社会をさらに促進させ、今後この傾向は進み、2050年に高齢者率が39%になると予想されている。

少子高齢化社会の到来は、年金問題や福祉問題とからみ深刻な社会問題になっている。こうした傾向は、最近、韓国においても同様にみられ、平均寿命の延長と急激な少子化によって、高齢者人口の比率が急速に増加している。韓国の統計庁の2010年の調査によると、韓国人の平均寿命は、1981年に男性が62.3歳、女性が70.5歳から、2010年には男性が76.2歳、女子が82.6歳に伸び、2020年には、男性が78.2歳、女性が84.4歳になると予測されている。また、同調査によると、2007年10月現在、65歳以上の高齢人口は481万人で全人口の9.9%である。これによると、韓国社会も高齢化社会に進入しており、2018年には高齢者の比率が14.3%で高齢社会に、2026年には20.8%となり、超高齢社会になると見込まれている⁹⁾。

こうした各国の動向については表1に示したように、フランスは115年間、アメリカは73年間、日本には24年かかって高齢化社会（aging society）から高齢社会（aged society）になったのに比べ、韓国はわずか18年で、高齢化社会から高齢社会へ移行している。高齢社会から超高齢社会（super aged society）への移行もイギリスが50年、フランスが39年、日本が12年かかるのに対して、韓国は8年という短期間で、いわゆる「圧縮の高齢化」と呼ぶに値する社会全般にわたった急激な変化が予想される。

表1 高齢化社会への導入時期に関する国際比較

国	到達年			所要年間	
	7%	14%	20%	7%→14%	14%→20%
フランス	1864	1979	2018	115	39
イタリア	1927	1988	2006	61	18
イギリス	1929	1976	2026	47	50
ドイツ	1932	1972	2009	40	37
アメリカ	1942	2015	2036	73	21
日本	1970	1994	2006	24	12
韓国	2000	2018	2026	18	8

出典) 韓国統計庁『将来人口推計』2006年、より作成。

一方、韓国の少子化についてみると、2004年韓国統計庁およびOECDの統計によると、少子化率は1.15で、これは同年のアメリカ(2.05)、日本(1.29)、フランス(1.90)などに比べ、OECDの中でも最低水準である。しかし、表2と図1に示したように、その後も2005年から「保健福祉部」(日本の厚生労働省に該当する)をはじめ、政府による「少子高齢化基本計画」として「ゼロマジプラン」(日本のエンゼルプランに該当)など、多様な政策にも関わらず、少子化が改善されず、2009年は1.149で、このままでは2020年をピークに総人口が減少すると言われている。こうした少子化は世界的な現象であるが、特に、韓国の場合、OECDの中で最低であり、その速度が世界でも例のないほど、急速に進行している。

こうした少子高齢化社会の影響は、将来的に労働力不足による生産性の低下につながる大きな社会問題として懸念されている。これについて韓国統計庁は、2015年に63万人、2020年に152万人の労働力の不足を予測している⁷⁾。これは依存人口の問題とされ、つまり経済的に自立した年齢層が高齢者のように経済的に依存しがちな人1人を支える人口の問題でもある。依存人口数について、OECDの統計をみると、2008年から2050年への変化によると、OECD平均(4.2人→2.1人)、日本(2.8→1.2) イギリス(3.0→1.5)、ドイツ(3.0→1.6) フランス(3.5→1.9)、米国(4.7→2.6)に対して、韓国は6.3人から1.5人となり、日本、イギリス、ドイツ、フランスなどとともOECDの平均2人を大きく下回る⁸⁾。特に日本と韓国の場合、労働人口が減る中、多くの公的資金が保険と年金に費やされるようになり、若い世代に対する教育予算の削減など、公共予算削減の問題とのつながる非常に深刻な社会問題になることが予想されている。

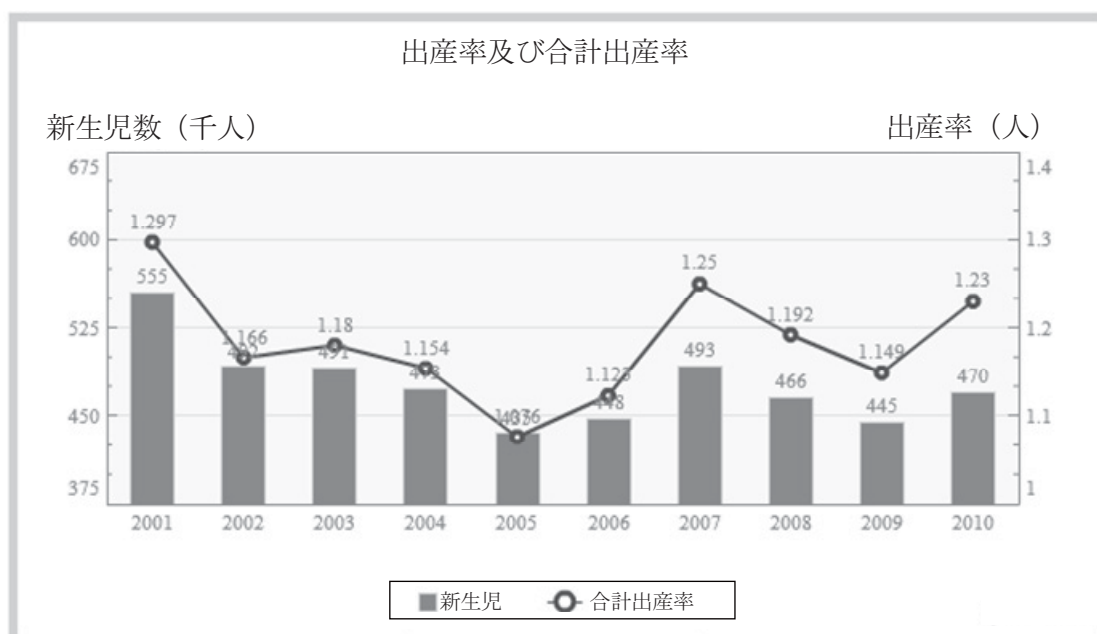


図1 韓国の新生児数および合計出生率

出典) 韓国統計庁、http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/P0_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=1428

表2 国家別少子化率

年 度	韓 国	日 本	米 国	フランス	ドイツ	イタリア	イギリス
2000	1.47	1.36	2.06	1.87	1.38	1.26	1.64
2003	1.18	1.29	2.04	1.87	1.34	1.29	1.71
2004	1.15	1.29	2.05	1.90	1.36	1.33	1.77
2005	1.08	1.26	2.05	1.92	1.34	1.32	1.79
2006	1.12	1.32	2.10	1.98	1.33	1.35	1.84
2007	1.25	1.34	2.12	1.96	1.37	1.38	1.90
2008	1.19	1.37	2.09	2.00	1.38	1.41	1.96
2009	1.15	1.37	2.01	1.99	1.38	1.41	1.94

出典) OECD 『Society at a Glance 2011』

こうした少子高齢化社会に対する対策は、高齢者の所得保障、医療保障といった「保健・福祉」の側面で検討することは大切である。加えて労働力不足による労働生産性の低下が懸念されていることに対しては、生産労働人口の補助労働人口としての高齢者の社会参加や、老後の生活を営むための生き甲斐としての教育や学習と言った側面から、医療費を削減するための健康学習政策として検討することがより大切である。つまり生涯学習政策の充実により高齢者の社会参加を促進するとともに、医療費削減を図るための教育政策が重要になるというわけである。

4. 韓国における「平生教育」としての高齢者教育の導入の背景および試み

「平生教育」(生涯学習の意味)は文字通り、人間の生涯に渡っての学習である。それ故に、OECDを中心に人生の完成期とも言うべき高齢期における教育や学習についての研究が学問として芽生えた。韓国もその例外ではない。諸外国と比べ遅れをとっているが、韓国の高齢者教育は「平生教育」との一つとして、1978年「文教部」⁹⁾が教育政策の一つとして高齢者教育を設けたことから本格的に始まる。

しかしながら、1982年に制定された「社会教育法」に基づき、高齢者教育は教育というより、福祉という観点で捉えられ、高齢者教育は、「保健福祉部」に移管された。しかし、1996年に、教育部の「社会・国際教育局」が「平生教育局」と改編されたことをきっかけに、高齢者教育に関する業務を教育の主な政策のとして「教育部」が再び担当することになった。この「平生教育局」はその後「平生職業教育局」、「人的資源教育局」、「平生学習局」と改称され、現在は「人材政策室」となっている。

1996年、再び「平生教育」が教育部の管轄下になったその背景には、1995年に行った21世紀に向けた教育改革にある。その改革の代表的なものが、教育法の全面的な整備である。これによって、それまで「教育法」の単一システムを、1997年に「教育基本法」「初・中等教育法」「高等教育法」という三法体制に改編する等、生涯学習体制を強化するに至った。これらのなかでも教育基本法において最も重要な意味をもっているのが学習権で、「教育基本法」第3条(学習権)には「すべての国民は、平生(生涯)にわたり学習し、能力と適性によって教育を受ける権利を持つ」としている。

そして第4条（教育の機会均）には「すべての国民は、性別、宗教、年齢、社会的身分、経済的地位、または身体的条件等を理由に教育において差別されない」と謳っている。

これは基本的には憲法精神、第10条では、「すべての国民は、人間としての尊厳および価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国は、個人の有する不可侵の基本的権利を確認し、これを保障する義務を負う」とし、第22条①では、「すべての国民は、学問および芸術の自由を有する」に基づくもので、「誰もが、いつでも、どこでも願う教育を受けることができる開かれた教育社会、平生教育社会」を法的に保障するためのものである。

「教育部」では、こうした法制度の整備とともに、1999年に「平生教育法」（日本の「生涯学習奨励法」に該当）を公布し、生涯学習制度も本格的に整備した。それまで、生涯学習は「教育基本法」、「初等・中等教育法」、「高等教育法」の三法体制の中に位置づけられていたが、「平生教育法」を単一法として制定・公布したのは、生涯学習において画期的なでき事であったと言える。この「平生教育法」の制定・公布は、21世紀生涯学習社会を築く韓国社会を目指す画期的なものであったと言える。

これらの法制において最も大切なことは、「教育基本法」、「平生教育法」に新しく登場した学習権の概念の導入である。これは基本的には憲法精神に基づくものではあるが、「誰もが、どこでも、いつでも願う教育を受けることができる、開かれた教育社会、平生教育社会」を法的に保障する概念であるといえる。

このような状況の中で高齢化社会への準備に対する必要性の高まりから教育部は「生涯学習社会」という観点で高齢者教育にさらに強化する目的で、1999年11月、「21世紀高齢者教育活性化基本計画」（案）を策定した。それによると、当時、教育部では、21世紀高齢者教育の政策とビジョン、韓国高齢者教育政策の現実と課題、21世紀高齢者教育政策の基本方向と投資計画、外国の高齢者教育政策の現状に対する調査研究等をとおして、高齢者教育をより活性化させ、高齢者を人的資源として生かすことを明かしている。その主な内容を示せば、次の通りである。

- 1) 初等・中等・高等教育機関を活用し、高齢社会を備えた生涯学習の機会を拡大する。
- 2) 高齢者教育の専門家および指導者養成のための高齢者教育の専門課程を充実する。
- 3) 高齢者専門大学（Elderhostel）の運営のための試験運営の企画と、そのための基礎的な研究事業を行う。
- 4) 高齢者教育教材およびプログラムを開発、高齢者教育指導書の開発のための総合計画を立てる。
- 5) 国家および地方自治団体の高齢者教育行財政的支援のための計画を策定する。
- 6) 高齢者の人的資源化の方策として退職前に老後準備教育と退職後の教育をとおして高齢者を人的資源として育む。
- 7) 老後の準備をとおして、退職教員を地域社会において人的資源化する¹⁰⁾。

この施策に基づき、高齢者教育の活性化基本計画の一環として、高齢者関連の市・道教育庁事業が退職予定教師教育を対象に、2001年12月に「老人教育発展5ヵ年計画」を公布し、実施している。

この「老人教育発展5ヵ年計画」によると、高齢者教育施設従事者研修と高齢者教育担当専門家養成、知識基盤社会を備えた高齢者のための生涯学習プログラムの整備、民間団体へのプログラムの提供や事業費を補助するなど、老後の設計と退職後の社会進出に対する不安感の解消および社会適応教育と就業関連教育プログラムの促進、などを実践課題としている¹¹⁾。

他方、インターネットなどの情報通信媒体を活用する遠隔教育を含む多様な類型の生涯学習施設

を法制化し、その設立運営の自律性を最大限に保障することとした。特に、「専門大学」¹²⁾ または大学卒業者と同等な学力として認められ学位が授与される「専門大学学力認定平生教育施設」、「社内大学」¹³⁾ および「遠隔大学」(サイバー大学) 形態の生涯学習施設の設置と運営に関する法的な根拠を整備することで、高等教育水準での生涯学習機会を画期的に拡大した。また、2007年12月14日に、「平生教育法」を改正・公布し、国家による生涯学習支援体制を時代や社会的要求に応じて、次のように再編した。

第一、従来、分散・運営されていた「平生教育センター」、「学点(単位)銀行センター」、「独学学位検定院」などの3の機関を合併し、「平生教育振興院」として一本化し、国に「平生教育振興院」を設け、市・道(都道府県に該当する)に「平生教育振興院」、市・郡・区(市・町・村に該当する)に「平生学習館」といった平生教育専門機構を設置、運営することとした。

第二、リテラシー教育、「平生教育士」(日本の社会教育主事に該当する)養成および研修体制の改編、などを通じて国家レベルでの生涯学習振興政策を明確に規定した。

第三、生涯学習機関の責務の強化および学歴認定の生涯学習施設の整備などを通して、学習者への親和的な平生教育制度の改善と支援基盤の構築に焦点を置いた。

特に、こうした法律の改正を通して、政府が求める知識基盤社会における「人材大国」を築くために、生涯学習の領域においても、自律と競争を強調しながらも、実用と創意を強調し、高等教育機関における生涯学習機能の強化と従来の「学点銀行制」(credit bank system)¹⁴⁾ に加え、個人の多様な学習の経験を、個人の学習口座に累積記録し、体型的な学習を支援し、学習の結果により、学位や資格を与える制度「平生学習口座制」の導入運営などを体系的に行うことができる法的基盤の整備を行なったことに、その意義があると思う。

5. 韓国における高齢者教育の現状

今日の韓国における高齢者に関する研究は、その多くが福祉や介護の側面でとらえられたものが多く、学習や教育の観点でとらえられたものは少ない。そこで、前述のように、法律の整備とともに、韓国教育開発院(KEDI)が60歳以上の高齢者を対象に2005年に行った調査によると、学習したい内容について、コンピュータ関連が54.7%、文化・教養関連が46.8%、語学関連が22.0%である¹⁵⁾。また、同院の2007年の研究調査によると、高齢者教育プログラムの参加者は女性が61%、男性が39%で女性の方がやや多い。そして、高齢者教育プログラムに参加したことが全くない者も、全国で12.2%もいた¹⁶⁾。

現在、韓国における高齢者教育は、主に社会福祉施設としての「老人大学」、市・郡・区といった自治体レベルでの「老人教室」、大学などの教育機関、社会団体、宗教団体によって行われている。ここでは、これらの教育プログラム及び大学附設の「平生教育院」についてみてみよう。

1) 社会施設としての「老人大学」

他団体や機関に付設されず、高齢者教育のみのために設立された代表的な機関で、「ソウル平生教育院」、「延喜老人大学」がある。「ソウル平生教育院」の設立過程は「韓国社会教育振興会」が母体で、1965年、「韓国不定期教育研究会」という名の下で、中学校に進学しない青少年や教育を受けていない高齢者らに教育に機会を与える目的で設立されていた。しかし、1970年代に入り中学校への進学者が増加したことで、1972年10月に、いわゆる「老人学校」という名で、高齢者教育プログラムを開設し、その翌年1973年9月に、「ソウル平生教育院」と改称され、現在に至っている。

現在は、主に高齢者らの文化・芸術中心の趣味活動の場として活用されている。

2) 学区単位の「老人教室」

1978年、教育部による「老人教室設置要綱」に基づき、高齢者教室は、地域社会における高齢者のために「初等学校」（小学校）の学区単位に設定されたものであったが、1981年「韓国成人教育協会」が「大韓老人会」に吸収されたことで、学区単位に「老人会」を再組織し、高齢者教室を設置・運営するようになった。現在はその機能と性格が不明であることで老人大学、老人学教と呼ばれ、学習や教育と言うより、高齢者の親交の場、憩いの場として知られている。

3) 各種社会団体における「社会福祉会館」

これには、「社会福祉会館」および「高齢者福祉会館」がある。「社会福祉会館」は、2002年5月31日現在、全国に約353ヶ所に設置運営されている。「社会福祉会館」は高齢者教育のみを専門とする施設ではないが、多くの「社会福祉会館」が高齢者のための教育および余暇プログラムを運営しているという点で高齢者のための重要な教育施設の一つであると言える。また、高齢者を対象とする「高齢者福祉会館」は高齢化により、その数が急激に増加する傾向にある。2004年末現在、全国に152ヶ所が設置運営されている。これらの機関は地域社会において高齢者らに多様な教育プログラムを提供することで平生教育の拡大に大きく貢献している。

4) 宗教団体

高齢者教育プログラムを運営している宗教機関の数は全国的にみると、相当にあると思われるが、代表的なものは把握できているが、正確な統計は把握できていない。代表的なものとしては、プロテスタント団体の「キリスト教長老会」が運営する「韓国教会老人学校連合会」と「大韓キリスト教監理会」が運営する「老人大学」、そして「カトリックソウル大教区」が運営する「老人大学連合会」がある。

2005年現在、「キリスト教長老会」の「韓国教会老人学校連合会」に登録された「老人学校」は約506ヶ所、「大韓キリスト教監理会」の「老人学校」は約71校、カトリックソウル大教区に登録された「老人学校」は約147ヶ所である。仏教系では正式な統計はなく、主な宗派の一つである「曹溪宗」を中心とした「老人大学」が19校ある。しかし、宗教団体で運営している「老人大学」は1,000ヶ所を超えると推定されているが、そこで行われているプログラムは主に宣教活動やボランティア関連のものが多く、職業教育のための能力開発関連のプログラムは乏しい。

宗教団体での高齢者教育施設は近年飛躍的に成長している。それは高齢者に対する関心と施設資源と多様な人的・物的な資源があったからである。宗教団体が持っている施設資源は広くて多様な用途の空間、設備等が備えられている長所を持っている。そして何よりも宗教団体の財政的な基盤と宣教という宗教的な狙いは、高齢者教育運営に大きな資源とされている。

5) 大学付設「平生教育院」

「平生教育院」は「平生教育法」第25条に基づき、「大学のすべて学長の責任の下に、各大学の特性に応じ、大学が平生教育を担当するために自律的に設置・運営される教育機関」である。

この施設は、主に前述の「学点銀行制」として活用されているが、単純に高齢者のための教育プログラムの提供ではなく、高齢者が生産労働力者の補助労働力として、または自らが社会に貢献できる資格をとるためのプログラムを多く設けて、実費程度で教育を提供している。「シルバーネット運動」がその代表的なもので、これには全国の大学の「平生教育院」で、55歳以上の人々を対象に無料でインターネットを通して教育を提供している。また、大学で運営する「高齢者教育専門家課程」とその他の教養および余暇教育プログラムを上げることができる。まず、高齢者教育専門家課

程は、その性格上私立大学と国・公立大学の分類することきる。私立大学の場合、代表的なものとして 2001 年 6 月から社団法人「韓国大学敷設平生教育院協議会」が民間の資格制度として運営している「老人教育指導士」を挙げることができる。この資格証を取るためには、協会が提示した「標準教育課程」に基づき、135 時間を履修し、年 2 回実施される試験に合格しなければならない。一方、これとは別に、社団法人「韓国国・公立大学平生教育院協議会」でも 2003 年 11 月から「標準教育課程」を最低 90 時間以上履修し、年 4 回行われる試験に合格すると、資格を与える高齢者教育関連民間資格証制度を施行している。資格の種類は、「専門」「1 級」「2 級」と区分される¹⁷⁾。

6. 韓国における高齢者教育の課題

韓国では高齢者の増加と共に高齢者教育も急激に発展してきた。しかし、幼児教育、青少年教育、成人教育、女性教育などは、専門的な機関が教育プログラムを設けているのに対し、高齢者教育は、福祉レベルで取り扱われている傾向が強い。

前述した 2007 年の KEDI の研究によると、その多くが福祉施設である「老人大学」や「老人教室」で行われ、その次に宗教機関や社会団体が担っているのが現状である。これは従来の高齢者教育は、福祉の側面ですポーツやレクレーションを中心に、「老人大学」や「老人教室」などの福祉施設において、その運営や支援を「保健福祉部」の政策としていたためである。その結果、高齢者の教育活動は、教育的活動より、スポーツや文化、教養を中心とした老化防止の一手段とされていたことにその原因がある。

これは、専門家の不足や教育プログラムの不備、社会的関心の不足から、高齢者のニーズに応じた対策ができなかったことに起因していると思われる。

しかし、こうした課題や問題を改善するためには、新しい高齢者教育機関の設立より、社会人の教育機関として中心的な役割を果たしている大学の「平生教育院」を中心に、退職後の豊かな知識や経験のある優秀な人的資源である高齢者に、①高齢者が教育の受容者となる高齢者のための教育 (for the old people)、②高齢者が教育の内容になる高齢者についての教育 (of the old people)、③若い人との相互作用の中で高齢者たちが教育的役割を果たす高齢者による教育 (by the old people) にならなければならないと思う。

また、大きな課題は、生涯学習機関などで取れた資格が、再就職などの際に年齢を理由に、ほとんど活用されていないことである。今後、高齢者の積極的な参加を促すためにも、ただの自己実現や自己満足のためではなく、社会貢献できる社会的な制度を整備すべきだと思う。

そして、高齢者のための教育機関間の連繋のためには、「教育科学技術部」を中心に、「保健福祉部」等の関連省庁との連携が必要である。そのためには、法的な根拠を設けることが急がれる。現在の「保健福祉部」傘下の「老人大学」「老人教室」や宗教団体による「老人大学」などを「教育科学技術部」傘下の「平生教育機関」として組み入れる一方、高齢者教育機関ではないが高齢者教育を担当する施設には、高齢者教育機関に準ずる資格を与えるなどの措置をとり、多様な内容の教育プログラムを設けることが整備されなければならない。

結び—生涯学習として高齢者教育のあり方—

大学付設「平生教育院」やカトリック教会が運営する学習プログラムに参加した高齢者に、「老後

も働きたいのか」、「何故学んでいるのか、その狙いや願いは何か」と訊いたことがある。まず、「老後も働きたいのか」という問いに、日本同様に経済的必要だから、働きたいという人も少なくなかった。これには、年金制度がまだ充実されてない韓国社会に原因があるのではないか。しかし、老化には色んなパターンがある。老後も働きたいと考えている活動家に対して、老後は楽に暮らしたいという離脱家もいる。韓国の統計庁の統計によると、65歳以上の高齢者の41.5%が将来働きたくないと言っている¹⁸⁾。彼(女)らは、高齢者はエネルギーの低下などによって離脱に向かい、社会における役割の解放によって離脱を準備する人々といえる。

そして、「何故学んでいるのか、その狙いや願いは何か」という問いに、まず、水泳をはじめスポーツで体力の練磨もあるけど、「老化防止」「暇つぶし」「若い頃実現できなかった夢(資格)の実現」と言いたいわけの表現的欲求とも言うべき「自己実現」のためという意見が多かった。しかし、中には「資格を取り、それを生かしてボランティア活動をしたい」「再就職のために活用したい」、つまり「社会貢献したい」といた貢献的欲求の意見も少なくなかった。

人間には、達成欲求がある。何かを達成した場合得られる満足感のような要求から、ある職に就きたい、何かを学びたいとなるのではないか、と思う。それ故に学んだものを社会に還元できる「役に立つ」高齢者教育になるための、制度的な面での改革が行わなければならないと思う。そのため、広い意味での社会保障制度の充実を図ることはもちろん、それぞれの家庭や地域社会で、高齢者との日常的な交流を促進することが必要である。

今後の急速に進む少子高齢化問題を解決するためには、従来の通り、介護や福祉、健康中心の政策では、問題の解決の糸口にはならない。高齢者社会の政策のキーワードになるものは、活動的生産性 (productive & active aging) のある高齢者の育成である。ここで言う活動的生産性のある高齢者というのは、増加する高齢者が依存的な存在ではなく、生産労働力の補助労働力としての高齢者の活動的生産性を意味する。韓国社会が、より活動的生産性のある高齢化社会を目指すためには、高齢者を人的資源 (human resource) として育成すべきである。以上のような意味で、韓国社会における生涯学習は、離脱者を含む高齢者問題を最も有効に解決する方法として重要な役割を果たさなければならないと思う。特に、前述の大学付設の「平生教育院」は、地域社会における教育やコミュニティの中心的な機関として、教養はむろん職業教育(能力開発)など様々なプログラム提供し、高齢者を今後の高齢化社会を支える大切な人的資源として育むと同時に、それを通して高齢者にも社会貢献できるという達成感を提供すべきである。

そのためには、高齢者の勤労能力を培い、人的資源として育成する必要がある。要するに、高齢者を社会的資本として育成しなければならない。それが、今後少子高齢化社会において予想される労働力不足や保健福祉問題の解決の糸口にもなると思う。

むろん、高齢者も自らの権利として、自らが社会的資本という認識をもって、積極的に社会参加しなければならない。

注)

- 1) McClusky, H.Y. Education (Report for 1971 White House Conference on Aging). U.S. Government Printing Office, 1971.
- 2) Jarvis, P. (1990). Trends in Education and Gerontology. *Educational Gerontology*. 16(4). pp401-410.
- 3) Kade, S. (2001). *Selbstorganisiertes Alter: Lernen in "reflexiven Milieus"*. Bielefeld.
- 4) 統計庁「老人実態調査：全国老人生活実態調査及び福祉調査」各年度より作成。
- 5) 2006年の韓国統計庁の「高齢者統計」によると、2000年65歳以上で高卒者は男性の場合14.4%、女子は4.1%（平均8.0%）で、大卒以上は男性の場合12.3%、女子は1.2%（平均5.4%）であったが、2005年には高卒者は男性の場合19.2%、女子は6.2%（平均11.4%）で、大卒以上は男性の場合15.0%、女子は2.0%（平均7.2%）で、年々高学歴化の傾向を見せている。
- 6) <http://kostat.go.kr/nso2009/intro/smain1.html>
- 7) Society at a Glance 2011 - OECD Social Indicators
- 8) 韓国労働研究院『中長期人力受給展望:2005-2020』、2005年より作成。
- 9) 1948年8月大韓民国の政府樹立後、同年11月4日に「文教部」として発足、1990年12月27日に「教育部」と改称、2001年1月29日に、「教育人的資源部」と改称し、大臣を副総理として昇格させた。その後2008年2月29日、「科学技術部」を吸収合併し「教育科学技術部」と改称し、今に至っている。（通称「教育部」）
- 10) 教育部内部資料
- 11) 許政茂『老人教育の理論と実践方法論』良書院、2002年、pp.587-595
- 12) 1949年に設立された「初級大学」（日本の短期大学）と1970年に設立された「専門学校」（日本の専修学校）を1977年統合し「専門学校」とし、1979年に短期高等教育機関を育成目的で「専門大学」と昇格させた。修業年限2－3年で、入学資格は、高等学校以上の学歴者で、「修学能力試験」（日本のセンター試験に該当する）を受けた者に与えられている。
- 13) 企業によって高等教育を受けられなかった社員に高等教育の機会を提供するために、設立された「平生教育施設」で、専門大学または4年制大学と同等な学歴が認定される。「平生教育法」の施行とともに、1999年に導入された。
- 14) 1995年5月、大統領直属の諮問機関である「教育改革委員会」によって提案されたもので、1997年1月「学点認定などに関する法律」に基づき、2年間（1998～1999）の試験的施行を経て2000年から本格的に実施されている。この制度の導入の目的は①国民の生涯学習権保障及び学習経験の多様化、②大学教育を受けられない集団のためのオルタナティブな方式での大学学歴取得機会の提供、③教育部門間均衡の取れた発展のための社会教育履修結果の制度的認定、④教育力極大化のための社会教育と学校教育間の関係強化、にある。
- 15) 教育科学技術部『平生教育振興基本計画(2008-2012)』平生職業教育局平生学習政策課、2008年3月、p33。
- 16) キム・テジュン『高齢社会に対応するための老年教育長期発展方案』韓国開発院、2007年、PP150－160。
- 17) 「専門」資格というのは、4年生大学卒業と同等なレベルの知識と技術を有する者で「標準教育課程」を270時間以上履修した者、「1級」は、4年生大学卒業水準の知識と技術を有する者で「標準教育課程」を180時間以上履修した者、「2級」は専門大学卒業と同等なレベルの知識と技術を有する者で「標準教育課程」を90時間以上履修した者、に与えることになっている。ちなみに取れる資格は60余である。
- 18) http://blog.naver.com/hi_nso/130115196362。

参考文献

1. 李炳俊外『21世紀高齢化社会における高齢者教育活性化方案に関する研究』、教育部教育政策研究課題書、1999年。
2. 許政茂『老人教育の理論と実践方法論』良書院、2002年。
3. 教育人的資源部(2000-2005)。平生教育白書。
4. 統計庁『将来人口特別推計』(2005年・2006年版)
5. ハン・ジョンラン『老人教育の理解』学志社、2006年。
6. OECD 編著 高木郁朗監訳『図表でみる世界の社会問題2』明石書店、2008年。
7. OECD 教育研究革新センター編著 立田慶裕監訳『教育のトレンド』明石書店、2009年。
8. 鈴木三平・巽幸孚・古橋和夫・別府愛 編『現代学校教育論』日本文学科学社、2009年。
9. 内閣府『高齢者白書』2009年、など各種白書。
10. 堀薫夫『生涯発達と生涯学習』ミネルヴァ書房、2010年。
11. Jarvis, P. (1990). Trends in Education and Gerontology. *Educational Gerontology*. 16(4). .
12. Sherron, R.H. & Lumsden, D.B.(1990) *Introduction to Educational Gerontology*. 3rd Ed. NY: Hemishere Publishing Corp.
13. Kade, S. (2001). *Selbstorganisiertes Alter: Lernen in "reflexiven Milieus"*. Bielefeld.
14. Society at a Glance 2011 - OECD Social Indicators.

(受理日：平成24年3月29日)